



2011年10月1日～2012年3月31日の挙式

## 重要事項

## お申込みに際してのご案内

### お申込み時

- ① 挙式およびフォトプランのお申込みは同窓口にて別途ご旅行をお申込みいただくことが条件となります。

### 挙式について

- ② リーガルウェディングの場合を除き原則として日本で籍が入っていなければ結婚式を挙げることはできません。海外挙式は主にブlessing・セレモニー(祝福式)形式で行われるため、法律上婚姻の効力はありません。また、挙式場によっては婚姻受理証明書の提出が必要となります。
- ③ 人前式とは宗教にとらわれず、第三者、あるいは列席者を立会い人として挙式をするセレモニーです。通常有料にてセレモニーマスターを手配いたします。人前式が行える挙式場には限りがあります。また行える挙式場でも宗教色のある装飾や十字架は原則可動できませんのでご了承ください。
- ④ 即日回答と記載のある式場では、挙式日の30日前までであれば予約可能な日時の回答ができます。記載のない式場、また、即日回答のできない時期の場合は、後日(通常約2～7日後)回答となります。また、お申込みいただきご回答をお伝えした後で、お客様の挙式予約が他社で既に入っている事が判明した場合には自動的に予約がキャンセルされる場合がございます。他社とのかけもち予約や二重予約はご遠慮ください。また、同式場で挙式会社を変更する場合、取消手続き後、新規予約の手続きをいたします。継続して挙式の確保はできかねます。
- ⑤ 各会場紹介に記載されている、挙式時間は挙式開始時間です。挙式セレモニー時間は通常、約15分～20分程度となり、挙式前のカウンセリング、リハーサル、写真撮影等を含め、合計1時間～1時間半の挙式場の滞在となります。
- ⑥ 各会場紹介の式場データに記載の内容は、教会・式場等の事情により予告なく変更となる場合がございます。また掲載の写真は式場内外の装飾など、実際のものとは異なる場合があります。

### 予約完了後～ご出発に際して

- ⑦ お選びいただいた教会・式場は予約確定後でも、現地の宗教行事、天候、挙式場、牧師の諸事情等により、挙式教会、式場、日時等が変更される場合がございます。
- ⑧ 挙式のご予約がお取りできましたら、7日以内に最大挙式代金までのお申込金をお支払いください。お申込日、式場、プランによってはお預金の入金後の手配となります。お申込日ご出発の1ヶ月以内の場合など、間際の予約の場合はお申込金が下記金額を上回る場合がございます。残金は当社の定める期日までに、挙式追加手配(オプション)代金とあわせてご入金ください。

お申込金(一般) ※式場、お申込日により以下のかぎりではございません。

挙式代金が¥200,000未満	¥50,000以上挙式代金まで
挙式代金が¥200,000以上¥300,000未満	¥75,000以上挙式代金まで
挙式代金が¥300,000以上	¥100,000以上挙式代金まで

※セントラルユニオン教会などお申込日にかかわらずお預金をご入金いただいた後の手配となる挙式場もあります。

※セットプラン(募集型企画旅行)でお申し込みの場合は別紙の旅行条件書に準じます。

- ⑨ 各種変更の場合には一旦取消した後に新規予約として取扱います。その際に取消料の発生する対象期間内の場合には取消料の対象となります。変更とは挙式場・挙式日・挙式時間の変更、プラン・コースの変更、名前(スペル)の変更などを含みます。

### 現地にて

- ⑩ 結婚指輪を必ずお持ちください。
- ⑪ ハワイはチップの習慣がございます。各種サービスを受けた際、そのサービスにご満足いただけただけの場合には、お渡しいただければ幸いです。(チップ目安:美容師、ドライバー、カメラマン、介添えなど約\$10～30)
- ⑫ 小さなお子様(就学前)だけの列席は、挙式進行の妨げになる場合がございますので、必ず成人のご同行者同伴にてご列席いただくか、託児サービス等をご利用ください。(フォトプランも同様)

- ⑬ 列席者がいる場合は、事前にお知らせください。列席者の挙式場への送迎はオプション(別代金)にてお手配いたします。挙式場は駐車スペースがない場合や、私有地内、わかりづらいところにある場合がございますので、タクシーやレンタカーでのご移動はご遠慮ください。お客様のお手配による送迎車の事情で挙式時間に遅られた場合でも挙式は時間通りに進行いたします。

### その他

- ⑭ 手配内容や商品、価格は予告なく変更となる場合がございます。
- ⑮ ハワイの挙式打ち合わせは挙式開始時間を問わず、到着日に往のスケジュールを有効にご利用いただけます。その他の日の打ち合わせをご希望の場合はご相談ください。
- ⑯ ハワイではイベント(パレード等)で道路が閉鎖されることがあります。その場合はホテルでのお支度、リムジン出発ができなくなることがございます。(イベントスケジュールについては実際に決定されることが多くなっています。予めご了承ください)
- ⑰ 教会・式場等の事情により、予告なく式場の外観・内装・建物の工事を行う場合がございます。この場合、ご覧いただいた写真等と実際が異なりましても、当社ではその責任を負いません。状況に応じて他式場への誘導をお勧めする場合がございます。
- ⑱ 当パンフレットの挙式商品は、挙式催行会社等が実施するもので、当社(株式会社エイチ・アイ・エス)が企画・実施するものではありません。内容・取消料などの各種条件、詳細は挙式催行会社が定めたものが適用されます。

### ウェディング オプションについて

- ⑲ 各会場それぞれ異なる挙式催行会社が運行しており、専用の挙式追加手配(オプション)がございます。お申込みをされた挙式催行会社以外のオプションはご利用できません。またオプションのみのお手配はいたしかねます。
- ⑳ 挙式追加手配(オプション)のお申込みに関する注意事項はP88にございますので、必ずご一読ください。

※別冊の「旅行条件書」、および「お申込みの前に必ずお読みください」も必ずご一読ください。

※当パンフレットに掲載の内容、価格は2011年10月1日～2012年3月31日挙式に有効となります。

2009年1月12日より、アメリカへの入国手続きが変更になりました。

## ESTA アメリカ電子渡航認証システム (Electronic System for Travel Authorization)

ハワイ(アメリカ)への渡航が決まりましたら、お早めにESTAをご申請ください。

※米国で乗継ぎされるお客様も同様に登録が必要となります。

【ご注意】登録には\$14が必要です。

登録時は申請者のクレジットカード(マスター、ビザ、アメックス、ディスカバー)の番号が必要です。

Web <https://esta.cbp.dhs.gov/esta/>

ESTAウェブサイトログイン、オンライン申請書に必須事項を入力します。ウェブサイトは英語・日本語をはじめ、各言語で案内されています。

Check! 72時間前には申請しましょう。

少なくとも出発72時間前までのオンライン申請をお勧めします。

### ESTAって何?

#### Q. 渡航認証とは何ですか?

米国への渡航の安全を強化するため、ビザなしでの渡航の要求基準が強化されました。ビザ免除プログラムが適用される国の国民は、まだビザなしで旅行する資格がありますが、米国に渡航する前に渡航認証(ESTA)を取得する必要があります。

#### Q. 渡航認証の有効期限はどのくらいですか?

渡航認証は、取り消されない限り、承認された日から2年間、またはパスポートの有効期限が

切れるまでのいずれか早い方の日まで有効です。承認された認証画面には渡航認証の有効期限が表示されます。

#### Q. 渡航認証はいつ申請したらいいのでしょうか?

申請書は、米国に渡航する前のいつでも提出できます。米国国土安全保障省は、米国へ出発する少なくとも72時間前までには渡航認証申請書を提出することを勧めています。その他の不透明点は、ESTA申請サイトのヘルプをご参照頂くか、担当にお問い合わせください。

エイチ・アイ・エス店頭で、ESTAの代行登録を受け付けております。  
 ■ 代行手数料: ¥4,200 (お1人様につき/消費税込み) [コード: VUS] ※代行登録には、パスポートが必要です。  
 ■ 代理申請代金: ¥1,300 (お1人様につき) ※予告なく変更される場合がございますので、都度スタッフへご確認ください。